



平成25年4月30日

岡山市消費生活センター

## 北区（津高地区）で物干し竿を強引に販売するトラブルが発生！

### 事例：

団地内に「2本で1,000円」と放送しながら、トラックで物干し竿の販売に来た業者を呼び止め、注文した。2本頼んだところ、物干し台に合わせて、さっさと切ってしまうから1本5,000円と言われた。

断るとすごまれたので怖くなって支払ってしまったが、納得できない。

領収書もなく住所も分からない。（60代 女性）



### ★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ 移動販売によるトラブルは多く、悪質なケースも少なくないので、業者に声をかけるのは慎重に判断しましょう。
- ・ 購入する前に価格を十分確認し、希望の金額でない場合や不要な場合はきっぱりと断りましょう。
- ・ 領収書などを受取り、その場で業者名、連絡先を確認しましょう。領収書を出し渋ったり、連絡先を教えようとしない業者との契約は避けたほうがよいでしょう。
- ・ おかしいなと思ったり、脅されたりしたら、すぐに消費生活センターや警察へ相談をしましょう。

※参考：(独)国民生活センター「見守り新鮮情報第142号」

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時